

平成17年度から全市域で受けられる

高齢者福祉のサービス

鳥取市は、合併にともない、市内全ての地域で同じ、高齢者福祉のサービスが提供できるよう調整を図っています。今回は、平成17年度から全市域で適用となるサービスを紹介します。



サービス	内 容	対 象 者	負担額・助成額
軽度生活援助	家事援助サービス員が食事・食材の確保など、軽易な日常生活上の援助を行います。	虚弱なひとり暮らし高齢者など	・月7時間まで ・自己負担が必要
ガス漏れ警報器設置	ガス漏れ・火災などの事故を防ぐため、警報器を設置します。(都市ガス、LPガス簡易ガス供給方式)市報10月号でお知らせする予定です。	ひとり暮らし高齢者などで所得税非課税世帯の人	・無料
難聴高齢者向け電話機購入費助成	難聴で低所得の高齢者に対し、骨伝導式電話機の購入にかかる費用の一部を助成します。	難聴で所得税非課税世帯の65歳以上の在宅高齢者	・1人あたり2万5千円まで
徘徊高齢者位置検索システム利用支援	認知症(痴呆)などによる徘徊行動のため、所在不明となった高齢者を早期に発見するシステムの導入経費の一部を助成します。	徘徊行動のある高齢者を介護している世帯	・加入料金と端末機代の7千円を助成
生活支援ハウス入所	高齢のため独立して生活することに不安のある人が入所し、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援します。	低所得のひとり暮らし高齢者(60歳以上)・高齢者夫婦世帯の人で家族の援助を受けることが困難な人	・利用料金は本人の収入により決定 ・食費や光熱費などは実費負担
住宅改修指導	高齢者居住環境整備助成(注参照) を希望する人に対して、必要な援助を行うため「住宅改修指導員」を派遣します。	介護保険で「要介護・要支援」と認定され、市県民税が非課税である人 ※配偶者がある場合は、配偶者も市県民税が非課税であること	・無料
家族介護者慰労金支給	在宅で重度の要介護高齢者を介護している家族に対し慰労金を支給します。	過去1年間介護保険サービスを利用せず、介護度4以上の要介護認定者を在宅で介護している市民税非課税世帯の家族	・年額10万円を支給
認知症(痴呆)高齢者家族やすらぎ支援	認知症高齢者を介護している家族が、介護の休息が必要なときや外出したいときに、支援員が自宅を訪問し家族に代わり見守りや話し相手をします。	認知症高齢者を在宅で介護している家族	・150円/1時間
介護相談員派遣	介護保険サービスの利用に関する疑問や不満、不安の解消を図るとともに、事業所におけるサービスの質的な向上を図るため、サービス提供の現場へ相談員を派遣します。	介護保険サービスを利用している人	・無料
高齢者世話付住宅生活援助員派遣	市営住宅等の高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)の入居者に対し、生活援助員が生活指導・相談、安否確認等のサービスを提供します。	60歳以上の単身世帯・夫婦のみの高齢者世帯で高齢者世話付住宅に入居されている人	・生計中心者の所得に応じ、派遣手数料が必要

注) 高齢者居住環境整備助成は、介護が必要な高齢者のいる居宅を対象に、日常生活の利便や安全を図るための改修費について費用の一部を助成する事業です。利用対象者は、これまで介護保険での「要介護・要支援」の認定を受けている人でしたが、4月1日から、本人および配偶者が市県民税非課税である人という条件も必要になります。

■問い合わせ先 市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857) 20-3453 /各総合支所福祉保健課(8ページ上段参照)